平成２４年（再イ）第２０号
山口県光市花園２丁目３番６号
再生債務者　土田　淳二
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年２月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月１日まで
平成24年12月28日　山口地方裁判所周南支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第６２号
千葉県習志野市津田沼１丁目18番34号
再生債務者　武富　和宏
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年12月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第６号
岡山県備前市吉永町南方374番地５
再生債務者　神崎　義博
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月31日から平成25年２月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１０１１２号
東京都町田市玉川学園１―24―23
再生債務者　吉村　高幸
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月７日から平成25年２月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２７号
札幌市南区南沢１条３丁目12番５号
再生債務者　松本　憲司
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月８日から平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第２号
宮崎市佐土原町下田島11175番地３
再生債務者　齋藤　一美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月８日から平成25年２月18日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２２号
京都市東山区泉涌寺東林町７番地48
再生債務者　岡　　知秋
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月31日から平成25年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
千葉県八街市榎戸406番地100
再生債務者　里城　雅人
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月１日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月15日から平成25年３月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０号
千葉県船橋市前原西１丁目24番１―203号
再生債務者　木村　勝典
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月21日まで
平成24年12月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第２号
秋田県男鹿市北浦安全寺字安全寺121番地
再生債務者　谷口　由美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月23日まで
平成24年12月28日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第４号
静岡県浜松市浜北区内野1244番地の６
再生債務者　小栗　哲也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月25日まで
平成24年12月28日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号
新潟県新発田市東姫田429番地
再生債務者　近藤　等詞
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月27日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（再ロ）第１００５６号
東京都立川市羽衣町１―10―３
再生債務者　古知屋　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第３号
福島県郡山市喜久田町字四十坦５番地の140
再生債務者　佐藤　淳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月27日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２４年（再ロ）第６号
金沢市中村町30番17号　エフォール503号室
再生債務者　永井　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月27日　金沢地方裁判所

官公庁の公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十五年二月二十一日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月二十七日
掲載頁　七十頁（号外第九十七号）
平成二十五年一月十一日
東京都中央区銀座三丁目六番一号
（甲）株式会社松屋
代表取締役　秋田　正紀
東京都中央区銀座三丁目六番一号
（乙）株式会社東京生活研究所
代表取締役　本間　英司